

確 約 書

令和2年度東北町経営継続支援補助金において導入する省力化機械等については、交付申請書に記載された事業内容以外に使用しないことを確約します。

なお、他用途に使用した場合は、補助金相当額を返還します。

令和 年 月 日

氏 名 印

【説 明】

東北町農林水産業経営継続支援補助金交付要綱

(補助金交付決定の取消し)

第16 補助事業者が補助事業により導入した機械及び資材を他の用途への使用、他者への贈与、譲渡、貸与、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく町長の指示若しくは命令に違反したときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことがある。